

山口県報

平成 29 年
6月30日
(金曜日)

目次

- 告示
平成二十九年年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(政策企画課).....一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....一
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課).....三
漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....三
土砂災害警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課).....三
土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....四
土砂災害特別警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課).....四
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....五
○公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....五
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....五
県営大迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....五
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課).....六
公共測量の実施(四件)(監理課).....八
○選挙告示
政治団体の名称等.....九
政治団体の異動事項.....九
解散等に係る政治団体の名称等.....九
資金管理団体の異動事項.....九
○公安委公告
一般競争入札の実施.....〇
○漁調委告示
漁業法第六十七条第一項の規定による指示.....一



山口県告示第二百四十三号

平成二十九年年度地籍調査事業計画に関する告示(平成二十九年山口県告示第八十一号)の一部を次のように改正する。

- 平成二十九年六月三十日
- 三 調査期間中「同年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第二百四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年六月三十日から同年七月二十日まで、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所防府
所在地 防府市協和町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法		
	能 (m^3 /時)	力	予 定	実 際	間 隔	日 当	変 更
一	年 月 日	予 定	年 月 日	予 定	間 隔	日 当	変 更

最終沈殿処理施設	循環水生物処理施設		種 類	項目		汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理後	処理前		処理後	処理前	通 常	最 大	
〃	〃	〃	七	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	六・五	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	六・八	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	二〇七・六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	四一・五	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	四八・一	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	七五	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	六〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	二〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一六五	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	八〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	八三	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	二〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一六〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〇・八九	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〇・八六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	三・三	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一九、七五七	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	二二、五六八	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

最終沈殿処理施設	循環水生物処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 間 隔 間	の 一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
〃	〃	〃	コンクリート製	四〇、〇〇〇	生物処理	連続	二四時間	変動なし	(既)		
〃	〃	〃	〃	二二〇、〇〇〇	沈殿	〃	〃	〃			

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常	最 大	
四七ーホ	八二	八八〇	七二
三	八二	八八〇	九〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考	四七ーホ
「四七ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。	一、八〇〇 平成二九、 九、二三三 一〇、二二〇 平成二九、 一〇、三二二 平成二九、 一〇、三二二 連続二四時間 変動なし

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		排水水の		汚染状態の		値		排水の一日当たりの量 (m ³)		
		通常	最大	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	通常	最大			
六・八	七	六	八	一	二	一〇	一五	一	一・五	〇・一	二二〇	三五〇
		八	六	四八・一	七五	四五	八〇	三	七〇	〇・八六	七六	九一、二〇〇
							検出せず	一				

山口県告示第245号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政
 施術者の氏名 山崎慎太郎 栄町はりきゅう整骨院
 施設名称 下松市栄町三丁目五番五号
 所在地 平成二九、五、三一
 指定年月日

山口県告示第246号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十九年六月三十日

萩市西部加入区 萩市東部加入区 阿武町加入区 田万川町加入区
 山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成

二十八年山口県告示第246号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年六月三十日

- 一 解除に係る区域の名称 卸新町(2)
 - 二 解除に係る区域の範囲 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第248号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第419号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年六月三十日

- 一 解除に係る区域の名称 東深川(5)
 - 二 解除に係る区域の範囲
- 山口県知事 村岡 嗣政

次の図のとおり
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

卸新町(一)(2)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

東深川(一)(5)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

卸新町(一)(2)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第四百二十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

東深川(一)(5)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

東深川（一）(5)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。）



（一九〇）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年六月三十日から同年十月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルゾ下松店

所在地 下松市清瀬町一丁目一五〇の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社万惣

住所 広島市佐伯区石内上二丁目八番一

代表者の氏名 山本 誠

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変更前

変更後

大規模小売店舗の名称

（仮称）万惣下松店

アルゾ下松店

四 届出年月日

平成二十九年六月十六日

五 変更年月日

平成二十九年五月十三日

（一九一）大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十九年二月十四日山口県公告（三三三）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年六月三十日から同年七月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山中央店

所在地 周南市花島町一二七の一

二 意見の概要

特に配慮を求めるとはならない。

（一九二）県営大迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営大迫地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営大迫地区農村地域防災減災事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十九年七月三日から同月二十四日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(一九三) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（以下「計画」という。）を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切

な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十八年及び平成二十九年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区 分	期 間		数 量
	まあじ	まさば及びいまさば	
まあじ	平成二十八年一月から同年十二月まで	平成二十八年七月から平成二十九年六月まで	五、〇〇〇トン
	平成二十九年一月から同年十二月まで	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	四、〇〇〇トン
まさば及びいまさば	平成二十八年七月から平成二十九年六月まで	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	若干
	平成二十九年七月から平成三十年六月まで		若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十八年及び平成二十九年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基

本計画に基づき、数量を変更することがある。
 なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。
 また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数	
		平成二十八年	平成二十九年
まあじ	中型まき網漁業	四、〇〇〇トン	三、二〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
〃	定置漁業権に基づく定置漁業（以下「大型定置漁業」という。）	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ
 中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし
 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
 また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば
 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
 また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加

させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
 (四) するめいか
 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十八年及び平成二十九年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)	
				平成二十八年	平成二十九年
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十八年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七	六、七八七
			平成二十八年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五	一三、四五五
まこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成二十八年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五	一三、四五五
			平成二十九年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五	一一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十八年及び平成二十九年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)

い ま が れ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘		安芸灘及び伊予灘	
		平成二十八年一月一日から同年二月十日まで	平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十八年六月十六日から同年七月三十一日まで	平成二十九年六月十六日から同年七月三十一日まで
一、六八五	一、六八五	一三、四五五	一三、四五五	六、七八七	六、七八七

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

(一九四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域

岩国市川口町
 三 作業の期間
 平成二十九年五月二十六日から同年八月三十一日まで

(一九五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域
下関市

三 作業の期間
 平成二十九年六月五日から平成三十年三月三十日まで

(一九六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び水準測量)
- 二 作業の地域
下関市豊田町及び長門市俵山
- 三 作業の期間
平成二十九年六月二十六日から同年十月三十一日まで

(一九七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)
- 二 作業の地域
周南市大字富田
- 三 作業の期間
平成二十九年六月二十六日から平成三十年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
俊光会	高杉 敏也	高杉 豊子	山口市古熊 / 丁目6番 //号		平成29、4、10
青龍会	〃	〃	〃 桜島5丁目 //番33号		〃 〃 13
森山よしひさ後援会	森山 喜久	森山 喜久	山陽小野田市大字厚狭6900 //110		〃 〃 20
山口県維新の会	高杉 敏也	高杉 豊子	山口市桜島5丁目 //番33号		〃 〃 3

山口県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十九年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
市川ひろし後援会	山本 晃	会計責任者	市川万智子	野村 英二	平成28、9、2
久保田きみ子後援会	久保田后子	事務所	宇部市新天町2丁目8番6号	宇部市大字西坂波2290の338	平成29、4、17
利興労働組合支部政治活動委員会	吉田 和久	会計責任者	伊藤 由昭	八百谷 優	〃 〃 1
新社会党防府総支部	田中 健次	事務所	防府市開出4番10号	防府市中央町5番3号	平成28、12、1
菅原あきら後援会	吉田 和久	会計責任者	伊藤 由昭	八百谷 優	平成29、4、1

山口県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
田村三郎後援会	田村 三郎	浜本 政江	大島郡周防大島町大字西方1072	平成28、12、30
山根勇治後援会	山田 利夫	山根久美子	長門市三隅上4892	〃 〃 31

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十九年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	久保田さき子	資金管理団体の名称	久保田さき子後援会	異動事項	異動	内容	備考 年月日



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

- (一) 物品等の名称及び数量
- (二) 汎用電子計算機 一式
- (三) 物品等の特質等
- (四) 入札説明書及び仕様書による。

二 入札参加資格

- (一) 入札に付する事項
- (二) 物品等の名称及び数量
- (三) 汎用電子計算機 一式
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (五) 使用期間
- (六) 平成三十年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間
- (七) 使用場所
- (八) 山口県警察本部警務部情報管理課及び山口県総合交通センター
- (九) 入札参加資格
- (十) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十七年山口県告示第二百二十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十九年山口県告示第三十四号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十九年六月三十日から同年九月一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十九年六月三十日から同年八月二十九日までの午前九時から午後五時までの間、山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十九年八月三十一日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十九年九月一日午後一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成二十九年九月一日午後一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年八月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三―一〇一〇)に問い合わせるものと。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Wide use computer system

(3) Term of use: From January 1, 2018 to December 31, 2022

(4) Place of use: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and Yamaguchi Prefectural General Traffic Center

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 31, 2017(If brought in person : 1:00 P.M. September 1, 2017)



山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十九年六月三十日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会長 森友 信

一 指示の内容

全長二十センチメートル以下のとらふぐは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

二 適用海域

山口県瀬戸内海海区

三 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

平成二十九年六月三十日印刷
發行

發行人所

山口縣知事